

平成27年度大磯町教育委員会第10回定例会議事録

1. 日 時 平成28年1月15日（金）
開会時間 午前9時00分
閉会時間 午前10時50分
2. 場 所 大磯町役場4階 第一会議室
3. 出席者 藤 家 崇 教育長
青 山 啓 子 教育長職務代理者
中 野 泉 委員
曾 田 成 則 委員
濱 名 三代子 委員
岩 本 清 嗣 教育部長
小 島 昇 学校教育課長
山 口 友紀子 学校教育課副課長
佐 川 和 裕 生涯学習課長兼図書館長
國 見 徹 生涯学習課郷土資料館長
森 田 敏 幾 参事（地域総合戦略担当）
瀬 戸 克 彦 子育て支援課長
秋 本 篤 史 （書記）学校教育課教育総務係長
4. 欠席者 なし
5. 傍聴者 3名
6. 教育長報告
7. 付議事項
議案第22号 平成28年度当初予算における教育委員会予算要求について
議案第23号 学校と警察との相互連携に係る協定の締結について
議案第24号 大磯町立の中学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例について
8. 協議事項
協議事項第1号 平成28年度教育委員会基本方針（案）について
9. 報告事項
報告事項第1号 平成27年度第4回（12月）大磯町議会定例会について
報告事項第2号 中学校給食の開始について
報告事項第3号 平成27年度大磯町成人式及び新成人記念のつどいの実施結果について

10. その他

(開 会)

教育長) 出席委員が5名で定足数に達しており、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項の規定により、定例会は成立します。

なお、本日は傍聴を希望されている方が見えておりますので、大磯町教育委員会会議規則第12条及び第17条の規定により、傍聴を許可します。

暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

(平成27年度第9回定例会議事録の承認)

教育長) 「平成27年度第9回定例会議事録」は、1ページから14ページに記載のとおりでよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「平成27年度第9回定例会議事録」については、ご承認いただいたものとします。

教育長報告

教育長) それでは、12月定例会開催後の平成27年12月17日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。

12月22日、中学校給食スクールランチの開始に向け、保護者を対象とした調理場の見学会を実施しました。1月12日に始まりました中学校給食につきましては、後ほど事務局より報告いたします。

1月10日、大磯運動公園におきまして、消防出初式が開催され、国府中学校の吹奏楽部の生徒が演奏を行いました。生徒のすばらしい演奏に、聴衆からは大きな拍手が送られていました。

1月11日、大磯プリンスホテルを会場に、成人式・新成人記念の集いを開催しました。詳細につきましては、後ほど事務局より報告いたします。

同じく1月11日、国指定重要無形民俗文化財である「大磯の左義長」が行われ、今年も大磯中学校の1年生が地域の方々とサイトづくりに参加しました。また、第9回定例会でご報告いたしました、テレビ神奈川による「日本の祭り2016」の撮影が行われました。

その他の諸行事につきましては執行状況表のとおりです。

なお、今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

また、12月定例会から本日までの間に、教育長に委任された事務で重要なものに関する事、専決した事項に関する事、その他について報告いたします。12月24日、大磯町生涯学習推進連絡調整会議設置要綱の一部を改正する要綱を告示いたしました。これは、会議構成員の所属、職名が変わったことなどを受け、併せて要綱全体の文言等の見直しを図ったもので、12月定例会にて報告をさせていただいたものです。

報告につきましては、以上でございます。

議案第22号 平成28年度当初予算における教育委員会予算要求について

書記が議案を朗読し、教育部長から提案理由の説明を行った。

教育部長) 議案第22号説明資料の1ページ総括表をご覧ください。課別に予算要求額、前年度当初予算額、前年度差額を記載しております。

総額・合計では予算要求額502,026,000円、前年度差額396,681,000円の減となっております。減額の主な要因は、旧吉田茂邸再建事業の完了を始め、大磯幼稚園のトイレ改修、大磯小学校グラウンド改修など、前年度に実施した大規模工事の完了によるものです。

各課ごとに申し上げますと、子育て支援課のうち幼稚園費については、前年度差額2,439,3000円の減額、学校教育課は、前年度差額16,069,000円の減額、生涯学習課は、前年度差額2,529,000円の増額、図書館は、前年度差額2,630,000円の増額、郷土資料館は、前年度差額361,378,000円の減額となっております。詳細については、各課長、館長よりご説明いたします。以上です。

学校教育課長) 続いて、3ページから5ページは学校教育課になります。

始めに、恐縮ですが訂正をお願いいたします。4ページの中ほどに、網掛けで小学校費の小計がございますが、前年度当初予算額である2つ目の数字と前年比である3つ目の数字が誤っていました。前年度当初予算額である2つ目の数字は95,454となっておりますが、正しくは154,566となり、前年比である3つ目の数字は3,824となっておりますが、正しくは三角の55,288となります。また、次の5ページの下から2行目の中学校費の小計ですが、2つ目の数字が50,464となっておりますが、正しくは51,249となり、3つ目の数字42,674は、正しくは41,889となります。さらに、その下の学校教育課の合計欄は、2つ目の数字が215,468となっておりますが、正しくは275,365となり、3つ目の数字43,828は、正しくは三角の16,069となります。いずれも、平成27年度で終了する事業の予算額を事業名と共に削除してしまったことによる誤りでした。申し訳ありませんでした。

それでは、学校教育課の予算要求の説明をいたします。まず、3ページ、予算科目の教育総務費、要求額66,880,000円、前年度比較で2,670,000円の減額となります。減額につきましては、学校教育指導振興事業において教科用図書の採択替えに伴う教師用教科書及び指導書の購入が平成27年度で完了したこと、健康管理事業の幼稚園分を子育て支援課予算へ移行したことが主な要因になります。

教育支援員及び学校図書館司書の配置の充実を図ります。また、4年目となりますが、「かながわ学びづくり推進地域研究委託事業」を実施し、教員の指導力向上、児童・生徒の学力向上に継続して努めてまいります。

次に、4ページです。小学校費、要求額は99,278,000円、前年度比較55,288,000円の減額です。減額につきましては、大磯小学校グラウンド改修事業が平成27年度で終了すること、小学校給食施設改修事業を平成28年度は実施しないことが主な要因となります。大磯小学校学習室へのエアコン設置、外壁補修、国府小学校校舎の屋上防水改修を実施したいと思います。

次に、5ページをご覧ください。中学校費、要求額は93,138,000円で、前年度比較41,889,000円の増額です。中学校給食スクールランチを実施すること、またスクールランチの実施に伴い、要保護・準要保護生徒就学援助事業及び特別支援教育就学奨励事業におきまして、給食費の補助を開始するこが増額の主な要因となります。学校教育課は以上です。

生涯学習課長) 6ページから8ページまでが生涯学習課関連の予算となります。まず、6ページをご覧ください。生涯学習係の要求額は22,963,000円です。前年度比で2,529,000円の増額となっております。主な増額理由はいずれも新規事業によるものです。青少年指導員連絡協議会運営事業では指導員ユニフォームを購入いたします。これは指導員の任期更新を見据え予算化したものです。生涯学習館維持管理事業におきましては業務用掃除機の購入をいたします。ここに記載をしてございませんが、受水槽および加圧給水ポンプ交換工事が修繕料の中に入っております。文化財保護事業では国指定重要文化財修理等補助金を増額要求しております。これは寺坂の王福寺薬師如来坐像保管庫の修繕です。また、相模国府祭調査が増額となっております。いずれも国・県の補助事業となっております。生涯学習課生涯学習係は以上です。

続きまして生涯学習課図書館の予算要求の説明をいたします。7ページをご覧ください。要求額は42,974,000円です。前年度比で2,630,000円の増額となっております。主な増額は図書館維持管理事業における修繕料として、自動ドアガイドレール、誘導灯設備取替え修繕がございます。図書館運営事業ではカウンター対応の臨時雇賃金の単価アップと公用車の車検分が若干の増額となっております。また、図書館コンピュータ・ネットワークシステム推進事業については窓口業務・蔵書管理・インターネット蔵書検索など、図書館サービスを支えるコンピュータ・システムが平成27年2月に5年リースが終了いたしまして、その後、再リース期間を経て平成27年11月から新機種のリースが開始されている関係から、来年度は、本年の再リース期間分との差額が増額となっております。生涯学習課図書館は以上です。

郷土資料館長) 資料8ページをご覧ください。要求額が114,768,000円で、前年度比、361,378,000円の減でございます。

減額の主な理由は、旧吉田茂邸再建負担金の減によるものです。

また、その他主な内容といたしましては、郷土資料館運営事務事業のうち大磯町指定文化財である木造神像の保存処理を実施いたします。

また、郷土資料館維持管理事業のうち27年度に実施した燻蒸委託は予定していないため減額となっております。

旧吉田茂邸につきましては、建物工事完了後、公園内の外構工事に併行して、備品の整備、調度品の製作等を行ない、開館への準備を進めます。

郷土資料館リニューアルにつきましては、今年度からの継続で、リニューアル実施設計に基づく工事等を行ないます。

また、郷土資料館整備事業といたしまして、中庭の整備工事とトイレの改修工事を行なう予定としております。

子育て支援課) それでは、子育て支援課の教育費、幼稚園に係る平成28年度予算要求について、ご説明いたします。資料の2ページをご覧ください。

初めに、予算科目の統廃合についてご説明いたしますと、平成 27 年度においては幼稚園に係る教育費の中には全部で 6 つの予算事業がありました。平成 28 年度は、それらを整理し、3 つの事業としております。

まず、平成 27 年度はありました「町内私立幼稚園補助事業」及び「幼稚園施設整備事業」につきましては、事業が終了したため廃止しています。町内私立幼稚園補助事業は、小磯幼稚園の民営化に伴い保護者の負担軽減を行っていましたが、子ども・子育て支援新制度へ、こいそ幼稚園が移行したため不要となりました。また幼稚園施設整備事業は、大磯幼稚園のトイレ改修工事で平成 27 年度に完了しているために廃止しています。

また、幼児教育に係る各種協会や研修会等への負担金。園児の芸術鑑賞の委託料などの予算措置していた「幼稚園教育推進事業」につきましては、幼稚園運営事業に統合しています。

それでは、幼稚園費の幼稚園運営事業ですが、町立幼稚園 3 園の運営に必要な消耗品や印刷代の他に、臨時教諭、また幼児教育の充実を図る教育支援員などを配置してまいります。人事異動や支援が必要なお子さんの人数により若干増員する見込みです。預かり保育については、今年度と同様に引き続き実施していきたいと考えておりますが、平成 28 年度より新たに「夏季保育」を実施し、子育て支援の充実を図ってまいりたいと思います。

また、今年度まで学校教育課で予算措置しておりました園医の報酬や健診器具の滅菌業務の委託料、またスポーツ振興センターの掛金などの幼稚園に係る部分については、平成 28 年度より子育て支援課で予算措置することになりましたので、それに伴う増額があります。また、先程ご説明しました幼稚園教育推進事業については、事業を整理し、平成 28 年度よりこの幼稚園運営事業に統合しています。

次に、幼稚園施設・設備維持事業及び私立幼稚園就園補助事業については、概ね今年度と同様の内容となっております。

施設・設備維持事業では、大磯幼稚園のブランコの修繕を予定しております。

私立幼稚園就園補助事業では、引き続き町外の私立幼稚園に通う園児の保護者に対し、経済的な負担を軽減するための補助してまいります。

幼稚園費の上記 3 事業に係る平成 28 年度の要求額が 62,025,000 円で、前年度予算額が 58,155,000 円ですので 3,870,000 円の増額となっておりますが、廃止した平成 27 年度事業を含めると、要求額は変更なく 62,025,000 円で、前年度当初予算額が 86,418,000 円ですので、24,393,000 円の減額となります。

子育て支援課の教育費 幼稚園に係る平成 28 年度当初予算の説明については、以上となります。

質疑応答)

青山委員) 幼稚園運営事業の中の説明で 2 行目のところに、「夏季保育を 3 日程度実施して」というのがありますが、夏休み中に 3 日間程度保育をやるという、文面からそうなるのですが、実際どんなふうな形でやっているかということと、3 日間という日にちについてはどういうふうにして決めたのか

ということを説明していただきたいです。

子育て支援課長) 夏季保育につきましては、こちらは園と調整した中で日程のほうを決めさせていただいているところですが、近隣等の状況を確認した中では1週間程度というお話もあったのですが、今回、初めてということもございまして、試行的に3日間やらせていただこうかと考えております。

内容については、やはり夏季の時期ですのでどうしても水遊び等が中心になってくるとは思いますけれども、この後、園のほうと調整した中で具体的な内容については検討していくという形になります。

青山委員) 今回初めてやってみるということで、どれぐらいやってほしいとか、いろいろなニーズがあると思うのです。その辺とはかりながら、できるだけニーズに応えられるような形で今後続けていってもらいたいと思います。

子育て支援課長) ありがとうございます。

教育長) それでは、学校教育課関係でご質問、ご意見があればお願いいたします。いかがでしょうか。

青山委員) 健康管理事業の中で、新規の教職員のメンタルヘルスチェックを委託するという内容ですが、メンタルヘルスチェックというのは具体的にどのようなことをやるのでしょうか。

学校教育課副課長) こちらも平成27年12月から法改正がありまして、教職員のメンタルヘルスチェックを必ず行うということになりまして、来年度から予算をつけていただき、教職員の皆様にアンケートによるストレスチェックを行って、その中で心配な数値が出てきた教職員に関しては、ドクターによる面接等を行っていく中で改善を図る。それから、事業者もそのストレスチェックの結果を踏まえて職場内の改善に努めるという、そういう趣旨のものでございます。

曾田委員) 今の説明の中で、どういう質問の項目で、どなたが質問して、どういうチェックをするのか。どこかの会社が実施したものを購入してやるのか、その辺を教えてください。

学校教育課副課長) 今のところ考えているのは、委託の形であらかじめできたものを私たちが使うということを考えていて、例えば最近どのような気持ちであるとか、職場で働くに当たってどういうストレスがあるとか、そういう何十項目かに分かれた項目で先生方がチェックして、それを分析していく中で、ある浮かび上がった傾向なりを個人ではかるということと、職場全体ではかるというのを目的としております。

曾田委員) 実は、これは学校中心の話ですが、いわゆる会社が今いろいろそういう制度を設けてやっているのですが、心底は会社がそういう人間をあぶり出して、逆に厳しい状況に追い込む部分があります。ですから、その点について十分に気をつけてストレスチェックを、あるいはメンタルのチェックをしてもらいたいと思います。今そのことが大変な問題になりつつあるので、隠れた事実があって、この辺について十分に気をつけて対応してもらいたいというのを、あえて言わせてもらいたいと思います。

学校教育課副課長) ありがとうございます。

中野委員) またか、というのは、インターホンがまた削られてしまったというのが

残念に思います。これはもう何年にもわたって要求しているもので、そんなに高いものではないのに、高いものではないから削られてしまうのかよくわからないのですけれども。

これと、子どもたちが危機に面したときに命を守らなければいけない道具の一つであるということ。この前は、国府小学校に行ったときに、国府小学校の門で体育館側のところが施錠ができないのです、という話を先生のほうから伺いました。多分、私道が通っているか何かで施錠してはいけないという規則があるという関係で、そのようなお話を聞きました。子どもを危険から守らなければいけないいろんな事象が出てくる中、一つ一つ解決していかねばいけないことがまだ終わっていないというのが非常に残念に思いました。

それからもう一つ、子どもの理科離れということが言われて久しいのですが、それにふさわしい理科教材も削られてしまったのが本当に残念です。子どもは理科が嫌いではないのです。ただ、好きになるきっかけが少ない状況にあって、やはり理科系の教材というのは非常に重要なものであるということを強く申し上げたいと思います。

学校教育課長) 小学校へのインターホンの設置については、以前より学校のほうから要望が上がっているということは承知しており、学校教育課としても将来的にはインターホンを設置していかねばならない、設置していききたいなというふうに考えていますので、継続して課題として捉えていきたいと思っています。

それから、理科教材につきましても、理科教育の充実はやはり一つの課題だと捉えておりますので、どのような形で理科教育を充実できるのか、予算の必要となる部分だけではないと思いますので、指導面での工夫をしていきたいと思っています。

国府小学校の施錠の件につきましては、また後ほど詳しくお伺いして確認をしていきたいと思っています。

中野委員) お願いします。ありがとうございます。教材が足りない部分も仕方がないので、図書館の司書を設置していただいているので、そちらのほうを十分に活用していただきたいと思います。

曾田委員) 児童・生徒指導支援事業のところで心の教室相談員というのがありますが、心の相談員というのは資格がある人を対象に人員を置くのか、それとも、人生豊かな方が資格はないけれどもそういうふうにされるのか、その辺を教えてください。

学校教育課長) 心の教室相談員の配置につきましては、現在、県の教育委員会から臨床心理士であるスクールカウンセラーが、各中学校に週1日の配置になっています。なかなかそれだけですと対応しきれない部分もありますので、スクールカウンセラーの仕事を補うような意味で中学校に配置している状況になります。したがって、現在心の教室相談員に求めているのは、心理や教育学について大学で履修をした方ということを条件としています。

曾田委員) この辺はとても難しいので。資格を取ったから解決できるという問題でもないのですね。資格を取っている方については、自分が小さいころこういう心の悩みがあったので、自分が資格を取って対応したいという、そういう

人もいるのですが、そうでなくても十分、昔から近所の相談に乗ったりいろんなことを解決する人たちもいるので、資格がないとこういう仕事をできないのか、それとも資格がなくてもそういう豊かな人生経験、ちらっと聞いているかもしれませんが、その辺がとても難しい部分があるのです。資格があるからといって心の問題は決して解決できないので、その辺は我が大磯町教育委員会はこれからどう捉えていくのかなというのはいつも気にしながら聞いているのですが、ぜひその辺も考慮していただければと思っています。

学校教育課長) 委員おっしゃるとおり、資格があればそれで全て大丈夫というものではないというふうに認識しておりますので、少なくともしっかり勉強はされている方をお願いするというのと、あとは感覚とか人間性の問題とかもありますので、その辺は面接をする中でしっかりと見きわめていきたいと思っています。ありがとうございます。

曾田委員) よろしくお願いいたします。

教育長) それでは、次に生涯学習課、図書館、郷土資料館、あわせてご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

青山委員) 生涯学習課の部分で、以前にこの予算の勉強会がありましたときに、生涯学習関連の予定表の印刷費について話題になったと思います。これについては復活要求するというお話があったのですが、どうなりましたでしょうか。

生涯学習課長) お話のように復活要求をいたしまして、通りました。

青山委員) 生涯学習については、年間の予定表を見て、町民の方たちがこの1年間どういうふうに生涯学習を自分で活用していこうかということを計画して1年をスタートさせる方も非常に多いというふうに聞いていますので、予算が取れない場合は周知方法についてどうなるのか、ちょっと心配はあったのですが、予算が踏みとどめられたということで、よかったです。

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。

議案第22号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第22号「平成28年度当初予算における教育委員会予算要求について」は、原案どおりご承認いただいたものとします。

議案第23号 学校と警察との相互連携に係る協定の締結について

書記が議案を朗読し、教育部長から提案理由の説明を行った。

学校教育課長) 議案第23号、学校と警察との相互連携に係る協定の締結についてご説明いたします。

このことにつきましては平成25年12月19日に開催の平成25年度第9回教育委員会定例会で協定書の案についてご協議をいただき、ご意見をいただきました。

その後、平成26年2月10日に、本協定に関する個人情報の取扱いについて、大磯町個人情報保護制度運営審議会に諮問いたしました。

このたび、平成27年12月15日付けで、意見及び付帯意見を付した上で諮問

の内容を適当と認めた旨の答申をいただきましたので、議案別紙の協定書案により学校と警察との相互連携に係る協定を締結することについて、教育委員会の承認を求めるものです。

それでは、説明資料の1ページをお開きください。まず、本協定、学校警察連携制度の概要について確認をさせていただきます。制度の目的は、左上の枠に記載のとおり、学校と警察が相互に連携し、協力することにより、児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止、健全育成に資することを目的とするものです。

右隣の枠をご覧ください。大磯町には個人情報保護条例がありますので、通常、学校は警察から児童・生徒の個人情報を収集したり、警察に提供したりすることはできません。協定を結ぶことにより、ルールに則り個人情報を共有し、児童・生徒支援を連携して行うことができるようになります。

県内の本制度の構築状況ですが、右側中段の枠に記載のとおり、33市町村のうち、31の市町村で既に協定が結ばれています。

左下の網掛けの枠をご覧ください。制度構築までの流れが記されていますので、これまでの取組みと今後の予定を説明いたします。①から③について、平成25年12月までに協定書の案を作成し、制度構築に向けて教育委員会定例会や学校長等の経営者会議でご理解をいただきました。

先ほども説明しましたが、平成26年2月10日に本協定に関する個人情報の取扱いについて、④大磯町個人情報保護制度運営審議会に諮問いたしました。そして、平成27年12月15日に⑤審議会より答申を受けました。

審議会の意見を踏まえ、協定書案を一部修正しました。また教育委員会での前回の協議から約2年が経過していますので、この流れにはありませんが⑤と⑥の間で、改めて協定の締結について本日、教育委員会の承認をいただきたいと考えています。

本日、ご承認をいただければ⑥町議会福祉文教常任委員会協議会におきまして、協定の締結について報告をいたします。

2月中に教育長と警察本部長が正式に協定を締結します。

3月に⑦学校や保護者等へ本制度について周知を行い、本年4月1日からの制度運用を目指します。

説明資料の2ページをお開きください。制度運用に係るガイドラインになります。

学校警察連携制度は、児童・生徒の命の安全、健全育成、非行防止、犯罪被害防止を目的としており、学校が繰り返し指導・支援しても改善が見られないと判断した場合に運用します。真に連携が必要な場合に限り、本制度を活用することになります。また、指導をすべて警察に委ねるという意味ではなく、あくまでも日頃の指導は最後まで学校が主体となって行い、学校と警察が情報を共有し、協働して問題の早期解決を目指します。

学校が警察から情報提供を受けるのは、逮捕事案や犯罪被害のおそれがある事案等で、警察から受領した連絡票の写しは、必ず教育委員会に提出します。

学校が警察へ支援・指導を依頼するのは、いじめ、喫煙、家出、虐待、事件として取り扱われない対教師暴力や生徒間暴力等で、真に連携が必要な場

合です。

流れ図に沿って説明します。1、学校は日頃から児童・生徒への継続的な支援・指導を行います。2、保護者の理解や協力を得つつ、3、必要に応じて学校教育課や児童相談所等の関係機関と連携して対応します。4、保護者が問題解決のために警察の支援・指導が必要と判断した場合には、本制度を運用するまでもなく、保護者の要請により警察に支援・指導を依頼することになります。5、学校の指導範囲を超え、支援・指導が困難と校長が判断した場合、事案の概要等について報告するため、連絡票を作成して学校教育課へ提出します。6、教育委員会では該当事案を協議、検討し、学校へ承認の可否を伝えます。7、教育委員会の承認を受けて、学校は、当該児童・生徒及びその保護者に対して、本制度を適用することを通知します。ただし、自殺企図や虐待など、知らせることで児童・生徒に危害が及ぶ可能性のある場合は通知しません。8、校長は警察へ情報提供するための連絡票を作成し、大磯警察署長または警察署長があらかじめ指定する者に手渡します。また、その写しを教育委員会へ提出します。9、警察は学校と連携して支援・指導を行います。

4ページと5ページが、学校と警察との相互連携に係る実施要領の案になります。

また、6ページと7ページが、大磯町個人情報保護制度運営審議会からの個人情報の取扱いについての答申の写しです。答申の中で、7ページ、2付帯意見の(1)は審議会から特に強い意見として出されていた内容になります。学校から警察への個人情報の提供が行われる場合の保護者への通知は必須のものであり、協定書に明文の定めを置くことを望むというものです。

以上を踏まえまして、本日の議案別紙協定書案を作成しました。議案の協定書案をご覧ください。審議会の答申を受けて修正した部分を説明します。第9条の(5)になります。「情報を提供する場合は、原則として、児童・生徒本人及びその保護者に通知すること。」と明文化しました。一方で、審議会から、「児童・生徒の保護者が当該児童・生徒に何かしらの虐待行為を行っている場合等には、通知がなされることにより、保護者からの当該児童・生徒に対する虐待行為が助長されるおそれもあるため、このような場合に限定することになるが本人への通知義務の解除等に配慮されたい。」という意見もありましたので、第9条(5)のただし書きとして「自殺企図や児童虐待等、通知することで児童・生徒に危害が及ぶ危険性がある場合は、児童・生徒本人及びその保護者、又はそのいずれかへの通知を行わないこと。」としました。

最後になりますが、真に必要な場合に適切に本制度を運用することができるよう、実際に制度を運用する教職員への周知をしっかりと行うことが重要であると考えています。また、制度の運用状況につきましては、教育委員の皆様にご報告するよういたします。

学校と警察との相互連携に係る協定の締結についての説明は以上です。

質疑応答)

曾田委員) 「学校警察連携制度の運用開始までの流れ(例)」の1ページですが、県内の構築状況の中で、33市町村のうち31の市町村がやっていると。大磯が次に来るような気がします、あとの1つはどここの町ですか。

学校教育課長) 現在、既に協定を結ばれているのが、33市町村のうち31の市町村ですので、まだ協定が締結されていないのが2市町村になります。そのうちの1つが大磯町ということになります。残るもう1つ締結していない自治体は葉山町になります。葉山町につきましても、現在、協定の締結はまだしていないのではないかと思いますのですが、これは11月2日現在ですので。ただ、大磯町と同じように、現在締結に向けて準備を進めており、これで恐らく県内全ての市町村が県警本部との協定の締結になっていくと把握しています。

濱名委員) 少々認識不足だったのですけれども、第5条の(2)の、「学校から警察へ提供する事案」の中で、アの犯罪行為等に関する事案、ウの非行集団に関する事案、エの薬物等に関する事案、こういうことはこれまでもこういうことがあったら学校と警察というのは相談し合って何かしてきたと思ったのですけれども、そういうものは全くなかったわけですか。

学校教育課長) これまでも学校が警察に相談することはありましたが、具体個別的な児童の個人情報と共有しての連携というのは行っておりませんでした。一般的な相談という形で行っていましたので、今回この協定を結ぶことにより、より具体的なケース・事案として連携して支援、指導をすることができるようになります。

濱名委員) 付帯意見の中で、保護者への通知というのを明文化してほしいというふうにあったのですけれども、通知するとなったら、保護者に情報を提供する場合に、保護者と児童本人にも通知して、そこで拒否とかそういうことはあるのですか。

学校教育課長) 今回、この協定で明文化したのは「通知」という言葉ですので、同意を求めるといふのは少し異なります。拒否される場合もあるかもしれませんが、拒否をするとか同意をいただくとかいうことではなく、本制度を活用してこの後学校としては対応していきますということをお知らせするということになります。

濱名委員) そうであればなおさらなのですけれども、誤った情報が警察に連絡が行くようなことのないように、間違いがまことになるようなことがないようにということをしかりとしていただきたいと思います。

学校教育課長) 先ほどもご説明しましたが、学校が警察に提供する内容につきましては、あらかじめ連絡票をもって教育委員会のほうに提出し、相談をし、教育委員会の承認を得て提出していくこととなりますので、そこでしっかりと確認をしていきたいと思っております。

濱名委員) これまでもあったのですが、子どものほうでもう諦めてしまって、大人のほうがこうだと決めつけたことに対してしょうがないと思うこともありますし、これまでも小学生の友達の子どもに関して聞いていても、周りの子たちが「お前がやったんだ」というふうになれば、もういいやという感じで「僕がやりました」と言って、先生から怒られてしまったというふうな話も聞きます。それがもっと大きな事件であれば、警察に通報される、情報が提

供されるというふうになっていくわけですから、そこをしっかりとさせていただきたいと思います。

学校教育課長) 今のお話の中で、「通報」という言葉もあったのですが、通報というよりは、今回のこの協定についてはしっかりとしたルールをつくった中で、連携した支援、指導ができるようにするために情報を共有するという事ですので、通報というよりは、連携して対応ができるように依頼をしていくものというふうに考えています。

濱名委員) 今、通報と言ってしまったので、すぐその後に情報提供すると言いかえたのですが。通報という言葉は使うべきではなかったので変えました。

青山委員) この連携の協定の締結は、子どもの個人的な情報を警察に提供するという事で、非常に違和感を持たれると思うのですがけれども、ガイドラインなどの中にあるように、支援しても指導しても改善がなかなか見込めない、そういう場合に限って、その子に対してよりきめ細かな立ち直りなりの支援活動をするという意味で、この協定は非常に有効になると思います。

昨年、神奈川県でも川崎市で中1の男子が殺害される非常に痛ましい事件があって、その後川崎市はこの協定を結んだと記憶しているのですがけれども、やはり大きな事件が起きた後に、もっときめ細かな支援策がこういう形で必要だったのだなということ、多くの方が気がついた事案だったと思います。大磯町においてもガイドラインを守りながら、子どもに不利益がないように運用していただくことが大事だと思います。

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。

議案第23号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第23号「学校と警察との相互連携に係る協定の締結について」は、原案どおりご承認いただいたものとします。

議案第24号 大磯町立の中学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例について
書記が議案を朗読し、教育部長から提案理由の説明を行った。

子育て支援課長) それでは、議案第24号「大磯町立の中学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

本議案については、国府幼稚園とたかとり幼稚園の統廃合及び認定こども園への移行に伴う準備として、条例の一部を改正するものです。

それでは、議案第24号についてご説明いたしますので、説明資料をご覧ください。

改正概要といたしましては、今説明したとおり町立幼稚園の統廃合に伴う条例の一部改正となりますが、町立幼稚園の統廃合については、平成20年度の「町立幼稚園の将来構想について」で示した町立幼稚園4園を2園に統合する等の方針に基づき、平成23年度末に小磯幼稚園を廃止しているところです。また平成26年度に策定した「大磯町子ども笑顔かがやきプラン」においては、子育て世代のニーズを踏まえて、町立幼稚園及び保育園の将来構想を新たに定めております。

笑顔かがやきプランでは平成 30 年 3 月末で国府幼稚園を廃止し、4 月より認定こども園をスタートすることとなっておりますので、その準備の一環として条例の改正を行うものです。

ちなみに、平成 23 年度末（平成 24 年 3 月）に廃止した小磯幼稚園の場合は、廃止の 2 年前の平成 22 年 3 月定例会で小磯幼稚園の廃止の条例改正を付議しております。今回は小磯幼稚園の民営化と違い施設整備を行わなければいけませんので、その期間の約 1 年間を含めて、このたび条例改正について付議するものです。

改正の内容といたしましては、本条例の別表 3 に明記されております。国府幼稚園の項を削除するものになります。

具体的には、資料 2 ページの新旧対照表をご覧ください。右が現行で左が改正後になります。まず、附則として、平成 30 年 4 月 1 日から施行することを新たに加えて、別表 3 の 2 段目にあります名称は「大磯町立国府幼稚園」、位置が「大磯町国府新宿 152 番地」の部分削除することになります。

議案第 24 号「大磯町立の中学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例について」の説明は以上となります。

質疑応答)

濱名委員) 改正のことではないのですけれども、公募はまだなのですよ。これからだというのに、平成 30 年 3 月 31 日としますと明記してしまっても大丈夫なのかなとちょっと心配になったのですが。

子育て支援課長) 公募につきましては、平成 28 年度早々に事務のほうを進めていきたいと考えております。その事務作業のほうを進めるに当たりまして、担保づけする意味ではないのですけれども、事前に条例のほうを改正させていただくという形になります。

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。

議案第 24 号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第 24 号「大磯町立の中学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案どおりご承認いただいたものとします。

協議事項第 1 号 平成 28 年度教育委員会基本方針（案）について

学校教育課副課長) 協議事項第 1 号平成 28 年度教育委員会基本方針の案について、お願いいたします。

本日お示ししております案は、昨年 11 月に策定した、大磯町総合教育会議の大磯町教育大綱を踏まえ、平成 28 年度の教育委員会としての方針（案）をお示ししているものでございます。ご協議をお願いいたします。

おめくりいただきまして、最初のページでございます。まず、前文ですが、「平成 27 年 4 月 1 日の法改正により、新しい教育委員会制度がスタートし、

総合教育会議において「いのち」と「こころ」を基本理念とする教育大綱を作成し、大磯町教育委員会では、この新たに策定された大綱を尊重し、「いのち」と「こころ」を輝かせる3つの力、「知力」「体力」「共感力」の育成を目指して教育行政の推進に努めてまいります。」という内容に、平成27年度より大幅に書き換えております。

一枚おめくりください。平成27年度は「義務教育の基本方針」としておりましたところを、今年度から「子育て支援課」の幼稚園の部分を「学校教育課」の中にまとめて基本方針としてお示ししたいと考え、「義務教育」ではなく、「学校教育」の基本方針としてあらわしております。はじめに、幼稚園教育ですが、大綱の中にある「遊びを中心にさまざまな経験を通じて、家庭ではぐくまれてきた「生きる力」の基礎を確立する」ことを基本方針とし、また、小中学校においては、人と人との関わりの中で、確かな学力・健やかな体・豊かな心をはぐくむ教育と、保護者や地域に信頼される開かれた学校づくりの実現を目指すことを、大綱より、基本方針として示しております。

[目標]の1・2は子育て支援課より、幼稚園の目標を、3・4・5には小中学校における目標を示しており、3にも教育大綱より、「保護者や地域に信頼される開かれた学校づくり」や、「人と人との関わりの中で、確かな学力・健やかな体・豊かな心」をはぐくむ教育、4にも「美しい自然と由緒ある歴史・文化を大切にす教育」を目指すとしております。

[重点施策]には、1の(1)～(4)を子育て支援課の幼稚園の部分から、おめくりいただきまして、2(1)～(13)に小中学校における重点施策を示しております。

まず、2の小・中学校の(1)には、ここで4年目となる県の「かながわ学びづくり推進地域研究事業」「日常授業の改善」に向けた実践研究・研修の継続について示しており、また左下(6)は、平成28年1月からの中学校給食開始に伴い、義務教育9年間の食育の推進を示しております。次のページに左下にいきまして(12)の、平成27年度の国府中学校体育館等の改修、大磯小学校グラウンド改修工事にすでに取り組んでおりますので、来年度は、懸案となっておりました国府小学校校舎屋上の防水改修工事について、重点施策として考えております。

おめくりいただきまして、最後に教育研究所におきましては、平成27年度中に「わたしたちの大磯」に関しては改訂作業が終わりますので、平成28年度は「大磯の自然」を発行することを重点施策といたします。

なお、学校教育課の用語の解説になりますが、新たな修正はございません。学校教育課につきましては、以上です。

生涯学習課長) 続きまして生涯学習課生涯学習係です。まず、生涯学習の基本方針の本文5行目の傍線部分を加えております。この文面は大磯町教育大綱の基本方針のうち生涯学習にあたる部分にあわせた表現を加えました。続いて目標の1ですが、2行目の傍線部分についても、大磯町教育大綱の基本目標である知力を育む部分にあわせた表現に替えております。重点施策の1、大磯町生涯学習推進計画については、平成28年度が計画期間の中間にあたります。生涯学習推進の達成度をはかるため、アンケート等による中間検査を実施することを施策のひとつとして加えております。続いて重点施策の4、「時勢

に応じた」という表現が難しい、又はあまりしっくりこないということで「課題解決に向けた」という表現にしました。ただ、委員の皆さんに事前にご意見をお伺いした中で、この文言をもう少し別な表現にできないかというご指摘もありましたが、なかなかいい表現が見つからず、現在そのまま残しております。

続いて重点施策の6は、文化芸術活動を活性化するための連携を具体的に書き出しております。次の頁、重点施策の11、町指定文化財に向けた施策の部分ですが、現状ではまだ指定に向けた手続きまで進んでおらず、引き続き調査研究を進めるという段階の表現にいたしました。

続きまして生涯学習課図書館です。基本方針、目標に変わりはありませんので、そのまま継続をしております。重点施策1、図書館資料の収集が町民や地域にとって役立つものであるという具体的な表現にあらためました。重点施策2、図書館におけるレファレンスサービスの重要性をあらためて認識するという点を加えております。この項目を挿入したため、以降の番号が繰り下がっております。重点施策の4、保育園の表現を保育所という表現にあらためました。図書館は以上です。

郷土資料館長) 郷土資料館につきましては、リニューアル及び旧吉田茂邸を中心に重点施策の内容表記を変更しております。

まず、1、は郷土資料館リニューアル工事及び再オープンについての記載です。2、は旧吉田茂邸の工事や邸内の整備に係る内容です。27年度の3については、開館時企画展と開館後のワークショップに分けて記載しています。

27年度4～6については、文言等を変更して、5～7に記載しております。概要は以上です。

質疑応答)

濱名委員) 保育園という言い方が保育所という表現に変わった理由を教えてください。

子育て支援課長) 保育園というのは俗称で、本来ですと保育所というのが正しい言い方ですので修正しております。

濱名委員) これまで間違っていたというのを正したわけですね。

中野委員) 図書館にとって最も重要なところ参考図書の実とレファレンスサービス、入れていただいて本当にありがたいと思いました。この2つが無ければ図書館といえないと私も恩師から言われておりますので、非常に町民の皆さんのお役に立てばよいと思っております。

青山委員) 学校教育のところで学校教育の基本方針の中に、今回は子育てなどというのを入れ込んであるのですけれども、幼稚園の部分についても学校教育というのを入れ込んでいいのでしょうかというのを思ったのです。教育大綱の中では、幼児教育、学校教育と分けて考えていた部分もあるのですが、この辺は一緒に入れ込んでもいいものなのでしょうか。

学校教育課長) 「学校」といったときに、小中学校という意味で「学校」と言う場合もありますけれども、学校教育というふうに言う場合に幼稚園教育も含めて学校教育というふうに捉えられますので、今回こういう基本方針の中で学

校教育の中に幼稚園教育、子育てといっても幼稚園教育のほうですが、これを含めて記述するということについては特に問題はないのかなと思います。

青山委員) そういうことが明確であれば結構だと思います。学校教育というと、私のイメージでは6・3・3の小中高を意味するのかなというような捉え方があったものですから、ちょっとその辺は確認したいなと思いました。

曾田委員) 以前にも質問させてもらった教育研究所のところの、「大磯の自然」を発行しますというところに線が引いてありますけれども、大体めどはついたのででしょうか。前はこういう先生方をお願いするというので、ほぼ改訂に入っているとまでは聞いたのですが、大体めどは4月ぐらいからできるのでしょうか。

学校教育課長副課長) 冬休み中も臨時で部会を開きまして、理科の先生を中心に部員の先生たちが改訂に向けて作業をしております、28年度4月からすぐというわけではなく、4月の段階からもまた見直し等、慎重に検討を進めていて、28年度中には印刷・配布というふうな考えであります。

報告事項第1号 平成28年度第4回(12月)大磯町議会定例会について

教育部長) それでは、報告事項第1号、平成27年第4回(12月)大磯町議会定例会の概要についてご報告します。

資料の1ページをお開き下さい。提出議案の一覧でございます。議会は11月27日に招集され、12月15日まで19日間の会期で行なわれました。

教育委員会関連は、太文字の丸数字で表記した部分で、件数番号②、2ページの⑩でございます。それでは、順に議案等の審議についてご報告いたします。

4ページをお開きください。議案第69号「大磯町個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例」です。

こちらは、いわゆるマイナンバー制度の利用に関する新しい条例を定めるものです。教育委員会所管の部分については、5ページの下段、別表第1の5、6ページの下段、別表第3の1にありますように、就学援助費に関する事務で、大磯町、町長部局で所管している税務情報を使用することについて条例に定め議会の承認を求めたものです。

教育委員会に関わる質疑応答はありませんでした。なお、本議案は新条例のため、議案の審議は総務建設常任委員会に付託され、12月2日に審議、同委員会にて賛成多数で委員会可決しました。その後、議会最終日の12月15日に委員長から審議内容の報告があり、討論、採決の結果、賛成多数で可決しました。

次に7ページをお開きください。一般会計補正予算(第5号)でございます。教育委員会関連の補正予算は、丸数字で表示した部分で、歳入の⑦『「いのち」を大切にする心をはぐくむ教育推進研究委託金』、⑧社会教育費寄附金、飛びまして9ページ、歳出の⑳学校教育指導振興事業、㉑文化財保護事業、㉒子ども読書推進事業、㉓郷土資料館施設整備事業でございます。

教育委員会補正予算に関わる質疑応答はありませんでした。

質疑終了後、討論、採決の結果、賛成多数で可決しました。

続いて、12月8日、9日に行なわれた一般質問の概要についてご報告いたします。

10ページをお開きください。11名の議員から21問の質問があり、教育委員会関係では、6名7問の質問がありました。

はじめに、1、竹内恵美子議員の質問です。「平成28年度予算の考え方について」のうち(2)教育施策についての質問でした。

町長から、総合教育会議の設置、町の教育大綱を教育委員会と一緒に策定し、「いのち」「こころ」を基本目標とし、大磯町子ども笑顔かがやきプランに即した取り組みや子育て世代の定住促進に向けた取り組みを総合的に推進していく、と答弁しました。

教育長からは、町の教育大綱が策定され、「いのち」と「こころ」を輝かせる3つの力、知力、体力、共感力を育むことを基本目標として、教育大綱や笑顔かがやきプランに基づく取り組みを進めていく、と答弁しました。

再質問は、教育費全体の予算の推移について、教育支援員の来年度の見通しについて、保育料の第2子以降無料化への考え方と財政的な負担見込みについて、などの質問がありました。

次に、3、坂田よう子議員からは、「1.大磯町総合教育会議の展望を問う」についての質問でした。個別には、総合教育会議の意義について、教育大綱の策定について、教育委員会の責務について、社会教育委員会会議の責務について、町全体の協力体制についての質問でした。

町長からは、基本理念である「いのち」「こころ」を輝かせる3つの力、「知力」「体力」「共感力」を掲げ、大磯町の教育を、教育委員会とさらなる連携を図りながら進めていく。教育は一生涯にわたり続くものであり、町や教育委員会だけでなく、家庭における保護者、学校におけるPTAやボランティア、また地域の方々から多くのことを学び成長し、そして自分たちが学んできたことを子どもの世代に伝えていく。「いのち」、そして「こころ」、この教育理念を、町民の皆様にも理解いただき、町全体で教育への取り組みを進めていく、と答弁しました。

教育長からは、教育大綱を尊重して事務を執行していく。教育大綱では、「心豊かに生きる人づくり」と「生涯にわたって、ともに学び、自らを高め、更に学びを地域に活かす生涯学習」という文言をおき、改めて生涯学習の目指すべき道筋を明示した。今後、成熟した生涯学習社会の実現に向けて、社会教育委員会会議の果たす役割と機能の必要性を、会議全体で再認識していく必要がある、と答弁しました。

再質問は、児童・生徒の生命・身体の保護の緊急対応について、教育大綱の推進について、緊急対応における社会教育委員会会議の役割について、町民全体の意識啓発について、などの質問がありました。

次に、11ページをご覧ください。4、二宮加寿子議員からは一点目は「1.生活困窮者家庭への子どもの学習支援について」の質問でした。個別には、大磯町の現状は、子どもの学習支援は、支援員確保策は、についての質問でした。

教育長から、就学援助費を受給している児童生徒の割合は、全体の6.6%、そのうち、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の割合は59.2%である。

生活困窮者世帯の児童生徒を対象に、平塚保健福祉事務所で子どもの学習支援事業を実施している。「支援員確保策は」については、対象を限定した形ではなく、学習において広く支援を必要としている全ての児童生徒に学習機会を設けることを想定している、と答弁しました。

再質問としては、大磯の現状と国データの比較について、学習支援対象の子供とその成果について、長期休業中の学習支援について、学習支援を含めた教育にかける思いについて、などの質問がありました。

続いて2点目の「2. 全ての子どもが健やかな出発ができる取り組みについて」の質問では、医療・保健・福祉・教育の連携は、地域母子保健と育児支援の取り組みは、についての質問でした。

町長からは、「子ども笑顔かがやきプラン」に基づき、より一層連携が図られるよう進めていく。安心して子どもを出産し、健やかに育てることのできる環境の基盤となる妊婦健康診査や小児医療体制の充実、自立して生活ができるように、経済的支援についても進めていく、と答弁しました。

再質問としては、ライフステージごとに合わせた子育て支援について、5歳児健診を実施する考えについて、不安を抱えている母親への支援について、児童虐待予防となる児童生徒の体験授業について、子育て世帯が自立して生活ができるような経済的支援について、小児医療の拡充について、などの質問がありました。

次に、12 ページをお開きください。6、三澤龍夫議員からは「1. 郷土資料館リニューアルについて」の質問です。工事の細かな内容と郷土資料館の分館として位置づけられる旧吉田茂邸についての質問でした。

町長からは、旧吉田茂邸完成の後には、文化・観光の拠点として位置づけ、大磯の魅力発信を全国に海外にしていく、と答弁しました。

教育長からは、大磯の別荘文化を背景に、近現代史に重点を置いた大磯らしい独自性の強い展示を展開していく。本館の郷土資料館と相互に役割を分担し連携を保ちながら教育活動や研修の場としての活用も推進していく、と答弁しました。

再質問としては、展示の内容の充実について、大磯町全体のまちづくりについて、郷土資料館と旧吉田茂邸2つの施設の有効活用について、などの質問がありました。

次に、14 ページをお開きください。10、柴崎茂議員からは「1. 中崎大磯町長は、大磯町行政の結果責任を果たそうとしているか」の(1)、「再度問う、昨年の国府中学校修学旅行で起きた事案は、だれの責任で当該事案を招来し、それに対し、どの公務員がどのように責任をとったか。」についての質問です。

教育長から、学校管理下で生徒が起こした事案である。生徒の管理が十分でなかった学校にも責任はあると考える。学校として指導が至らなかった点については十分に反省し、組織として指導改善に励み、再発防止に努めるよう関係教員を指導した、と答弁しました。

再質問としては、機械内部のデータについて、機械の返却について、教育大綱「いのち」「こころ」の理念について、人事異動について、などの質問がありました。

次に、15 ページをご覧ください。11、鈴木京子議員からは「来年度予算編成の考え方を問う」という質問でした。

町長から、教育大綱の基本理念、目標、方針の実現を目指し、教育委員会とも協議、調整して、来年度予算を編成していく。「大磯町子ども笑顔かがやきプラン」に基づき、子育て世代のニーズに即した取り組み、子育て世代の定住促進に向けた取り組みを進める。幼児期の子ども・子育てに対する支援をさらに充実することにより、子育てで選ばれるまちを目指していく、と答弁しました。

以上が一般質問の質問及び答弁の概要です。

平成 27 年第 4 回大磯町議会定例会の概要報告については以上でございます。

なお、本議会の会議録については、後日、議会事務局により作成し、町ホームページに掲載されますので、会議録の詳細については後日ご覧いただきたいと存じます。以上です。

質疑応答) なし。

報告事項第 2 号 中学校給食の開始について

学校教育課副課長) 報告事項第 2 号 中学校給食の開始について報告いたします。

まず、開始に先立ちまして、平成27年12月、保護者対象の試食会・説明会を3回開催いたしました。7日に大磯中学校・33名参加、10日に国府中学校・25名参加、12日に大磯町保健センター・15名参加で、牛肉のしぐれ煮風・かぼちゃのいところ煮・白菜とツナの煮浸し・ごはん・牛乳という献立でした。アンケート結果も、大変おいしかった・おいしかったという保護者の意見が約8割、見た目も、大変よい・よい、という意見が半数近く、味の濃さも、ちょうどいい、という保護者は6割でした。

感想のほうも、思ったより量も味も良かった、だしや味付けの話を委託業者から聞いて安心した、あたたかいごはんがよい、手作り感がある、食材そのものの味が感じられた、子どもや委託業者とのコミュニケーションを大切にして、よりよい給食を目指してほしいなど、前向きなご意見を多くいただきました。

同じく12月の14日、保護者と全く同じ献立で、生徒と教職員対象の試食会を行いました。アレルギー対応が難しいということで保護者との相談の上、家庭から弁当を持参したのは1名、それ以外の846名が2学期最後の午後日課の

日に試食会を行い、配膳から食事、片付けまでを体験しました。給食の後に生徒対象にとったアンケートでは、あまり美味しくなかった・美味しくなかったと答えたのは6割、半数が見た目もあまりよくない・よくないと回答しております。味のほうも薄いと感じた生徒が半数以上でした。同じ献立でも保護者と生徒と感じ方が違い、保護者が美味しい・食べさせたいと思うものと、生徒が美味しい・食べたいと思うものに意見が分かれた結果となりました。生徒の感想も、美味しかった、楽しかった、ごはんが温かくていい、栄養バランスがしっかりしている、という意見と、口に合わなかった、好きなものが食べられる弁当の方がいい、子どもの食べたいものを出して欲しい、

おかずが冷たい、小学校の給食がいい、という意見や、量については、多い・少ない・丁度いい、というさまざまな意見がございました。

おめくりいただきまして、保護者対象の調理場見学会について説明させていただきます。12月22日、相模原にある調理配送等委託業者の調理場の見学会に保護者6名が参加しました。感想としては、「社員が〈自分の子どもに食べさせるつもりで作る〉という教育を受けていること」に対して、また、「清潔な現場を実際目で見て」、とても安心したという声がありました。

最後に、1月12日のスクールランチ開始日の食数について説明いたします。

町長・副町長・教育委員・町議会議員・保護者代表等の参加者は両校で21名、それぞれ教室で生徒たちと一緒に給食を食べました。参加者も含めた生徒職員のスクールランチは合計866食、その中で乳と卵のアレルギー代替食は6食、アレルギー対応が難しい等の理由で家庭から弁当を持参したのは2名でした。中学校給食の開始については以上でございます。

質疑応答)

中野委員) 子どもたちのアンケートの結果を見て、「やった」と思ったんです、実は。私の思いどおりだと、大成功だと思ったんですね。というのは、給食というのは嫌いなものを克服するということと、家を出ないようなもの、食べないようなものを食べてバリエーションを広げる、視野を広げるという意味があります。あともう一つは、薄味になれる、です。これはまさに子どもたちの意見のとおり、給食のあるべき姿がわかってもらえたというふうに思っており、非常に満足しております。

報告事項第3号 平成27年度大磯町成人式及び新成人記念のつどいの実施結果について

生涯学習課長) 本年度の成人式ならびに新成人記念のつどいは、平成28年1月11日の祝日、午後1時30分から3時30分まで、大磯プリンスホテル国際会議場で開催いたしました。例年と同様に、前半は大磯町と大磯町教育委員会の主催する式典、後半は新成人が組織する実行委員会主催による「新成人記念のつどい」が開催されました。

本年度の新成人該当者は、平成7年4月2日～平成8年4月1日生まれで、260人でした。当日の出席者でございますが、恐れ入ります定例会資料の発送に集計が間に合いませんでしたので、ここで数値の記入をお願いいたします。出席者は合計183人でした。内訳は男性96人、女性87人でした。続いて出席率は、70.07%、内訳は男性70.73%、女性70.38%となっております。また、この他に町外に居住し参加を希望し出席した新成人は、24人、内訳は男性15人、女性9人でした。実行委員会の主催するつどい並びにティーパーティーの出席者は、263人でした。内訳は新成人206人、来賓57人でした。なお、ティーパーティー参加費の残余金は1,000円でございます。残余金は、実行委員会の総意により、ユニセフに寄附をすることになりました。

参考までに、平成20年以降の推移表を掲載いたしましたので、ご覧いただきたいと思っております。一番下段の空欄は、順番に183人、96人、87人、70.07%

と記入をお願いいたします。該当者は、昨年よりも42人減少しており、出席率も若干低くなっています。

なお、一昨年度から実施しています当日ボランティアについては、高校生1名から協力を得ることができました。当日に受付の手伝いをしていただきながら、式典、つどいを見ていただき、将来の自分達の成人式を考えるきっかけとなってもらえたのではないかと思います。説明は以上です。

質疑応答) なし。

報告事項第4号 町立国府幼稚園の統廃合に伴う認定こども園の誘致について

子育て支援課長) それでは、報告事項第4号「町立国府幼稚園の統廃合に伴う認定こども園の誘致について」、ご報告いたします。

町立国府幼稚園の統廃合については、昨年7月に今後の方向性について、協議いただいているところですが、その時点からの修正点と今後の進め方等について、ご報告させていただきます。

それでは、資料1ページをご覧ください。

認定こども園の概要になります。昨年7月の説明から認定こども園の種類のところの変更になっております。当初は、「幼保連携型認定こども園」を予定しておりましたが、県等と調整を進める中で、今回の場合は「公私連携幼保連携型認定こども園」へ変更することといたしました。その他、開設予定日及び定員については、変更ありません。

公私連携幼保連携型認定こども園の説明は、資料の中段をご覧ください。

公私連携幼保連携型認定こども園については、待機児童対策の一つとして保育ニーズに効率的に対応するため、民間活力を積極的に活用し整備を進めていくもので、民営化による子どもへの影響が出ないように、現行の教育・保育等の内容を継続的に行うことができます。公私連携法人は、あくまでも町との協定に基づき指定するもので、実際の運営(経営)は、民間法人が実施します。町は、継続的かつ安定的に施設の運営をさせるため、報告や立ち入りの検査など指導監督を行うものです。ですので、公私連携と言っても、民間法人と園を共同経営する訳ではなく、町が関与することにより、適正な運営を行うことを担保するものです。

また、今回幼稚園を運営したまま認定こども園の整備を進めていく中で、認定こども園の園庭について認可取得の課題となっていました。この公私連携法人で認定こども園を整備することにより、その課題も解決されることとなります。

次に今後の進め方といたしまして、資料の2ページ目をご覧ください。

国府幼稚園の統廃合及び認定こども園誘致スケジュールになります。こちらは、平成27年度から認定こども園の運営を開始する平成30年度までのおおまかなスケジュールをまとめたものになります。

まず今年度、平成27年度は統廃合及び誘致の準備として、公募の条件を整理し、国府幼稚園の廃止の条例改正を行います。

次年度の平成28年度につきましては、実際に設置・運営法人を公募し、選考委員会により審査決定を行います。また決定した法人と調整を行った上で、園舎建築の準備として設計を行うこととなります。平成29年度については、

実際の園舎の工事を行う予定です。また、法的な手続きとして設置の届け出や町の規則等の改正があります。平成30年度は、実際に運営を開始すると共に、既存の幼稚園の園舎の解体と園庭及び外構の整備等を実施いたします。また、必要に応じて保護者等への説明会を開催したいと考えております。統廃合及び誘致のおおまかなスケジュールは以上です。

今、スケジュールの中でもお話いたしましたでしたが、今年度は公募の条件の整理と幼稚園廃止の条例改正になりますので、まず公募の条件についてご説明いたします。

資料3ページをご覧ください。

まず、「応募資格」といたしましては、認定こども園の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力のある法人とするため、県内で既に幼稚園、保育園又は認定こども園を運営している学校法人又は社会福祉法人とします。公私連携幼保連携型認定こども園については、学校法人若しくは社会福祉法人と認定こども園法の中で規定されております。

次に「土地・建物等」ということで、土地については、大磯保育園（サンキッズ）や小磯幼稚園の民営化の時と同様に、20年間の無償貸付を考えております。また、建設費等については、今回駅前に整備している認定こども園と同様に、国・県の補助金又は交付金等を活用していく予定です。ですので、町の負担も発生してくる予定です。現時点では、平成29年度の補助等のメニューが示されていませんので、今後確認していきます。あと、認定こども園の開設後に、町で既存の幼稚園の園舎を解体・撤去することになります。

「運営・保育内容等」につきましては、細かいことになりますが子どもへの影響等を考えて、合同保育や幼稚園との連携なども条件とします。また、町として実施を希望する延長保育や一時保育、また特に配慮が必要な児童の受け入れや、自園調理の給食の提供などについても条件としていきたいと考えております。

次に、選考及び決定については、この後、選考委員会を設置して、書類審査及びプレゼンテーション等で審査、選考し、決定していく予定です。選考委員会のメンバーについては、次の方たちを考えております。

まずは、国府地区の幼稚園・保育園の保護者の方。次に、国府とたかとり幼稚園の園区の区長。次に、子ども子育て会議の委員さん。次は、学識経験者として、幼児教育及び子育てに関する専門的な知識又は経験を有する方。その他に町側からは、副町長と、認定こども園ということもありますので、保育の部分をも管する地域総合戦略担当参事と幼稚園部分を管する教育部長を考えております。

最後になりますが、今年度の準備としてもう1点、幼稚園の廃止に関する条例改正を、この3月議会に付議いたします。資料の4ページをご覧ください。

本条例の改正は、今回の国府幼稚園の統廃合に伴い、その方向性を担保する意味も含め条例を改正するものです。こちらにつきましては平成24年に民営化した小磯幼稚園の時も同様に実際に幼稚園を廃止する2年前に、条例の一部改正し、廃止の手続きを行っております。今回は、小磯幼稚園とは違い、認定こども園の園舎を整備する期間が必要になりますので、その期間約1年間を含めて、今回この3月議会に付議するものです。

具体的な改正内容につきましては、「大磯町立の中学校等の設置に関する条例」の別表3から国府幼稚園の項を削除するとともに、附則として平成30

年4月1日から施行することを新たに加えるものです。

報告事項第4号「町立国府幼稚園の統廃合に伴う認定こども園の誘致について」は、以上となります。

質疑応答) なし。

(その他)

事務局) 次回の定例会は、2月18日(木)、午前9時から、大磯町保健センター研修室で開催予定です。

教育長) それでは、以上をもちまして、平成27年度大磯町教育委員会第10回定例会を閉会いたします。お忙しい中、長時間に渡りご審議いただきまして、ありがとうございました。お疲れ様でした。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成28年 2月18日

教 育 長 _____

教育長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____

委 員 _____